

スイスの銀行による秘密口座の情報提供

はじめに

平成21年2月20日の新聞（朝日新聞朝刊）に、スイスの銀行最大手であるスイスユニオン銀行（UBS）が同年2月18日に、顧客の脱税を助長してきたことを認めて不正事業から得た利益等約730億円を支払うことで米国司法省と和解したという記事が掲載された。さらに、同記事によれば、スイスの銀行の秘密口座が富裕層の資産を不正に隠しているという批判があったが、UBSはこの秘密口座事業から完全に撤退するとともに、同行は、200人から300人といわれる秘密口座の利用者の情報を米国司法省側に提供することを約束したのである。

この報道では、いったいなぜ、UBSがこのような決断をしたのかというこれまでの経緯が不明である。本稿は、この記事に掲載された事実までの背景に関する説明である。

1 米国・スイス租税条約

スイスの金融機関は顧客の秘密保持に長けておりことで有名であるが、スイスの国内税法は、連邦税よりも州税の負担が重く、各州において多様な税制があり特定の企業形態（持株会社等）に対する租税の減免があることで有名である。

日本とスイスの間の租税条約は現在改正交渉を継続中であるが、現行の租税条約は、情報交換規定がないことで有名である。これに対して、米国・スイス租税条約第26条（情報交換条項：

以下「26条」という。）は、脱税の場合、情報交換ができるることを規定している。この26条では、脱税の場合、第三国居住者であっても、本条約が適用され、スイスの権限ある当局は、要請があり次第、オリジナル文書の証明付き写しを提供することになる。また、26条の適用における「脱税」の意義については、同租税条約の議定書10では、違法でありかつ相当な税額の減少を意図した不正な行為を「脱税」と定義している。

一般に、不正に取得した資金等をスイスの銀行に預けることが多いのではないかといわれていることに対して、スイスは、租税条約において、脱税とはっきりした場合は、情報の提供を行うことを約束したのである。

2 UBS を巡る動き

前号の本欄における「オバマ大統領とタックスヘイブン埋蔵金」で述べたように、平成21年秋頃から、米国においては、タックスヘイブン及びタックスシェルター乱用防止に関してタックスヘイブン乱用防止法案（Stop Tax Haven Abuse Act）の審議が議会で始まるのではないかといわれている。

タックスヘイブンの乱用等に対する対抗措置の検討は数年前から行われていたことではあるが、米国議会が国際的な脱税について盛り上がりを見せたきっかけとなった事件は、リヒテンシュタインの銀行からの顧客名簿持ち出し事件により明らかになった同国の財團等を利用した

Topics of International Taxation

EU、米国、オーストラリア等の居住者による脱税事件と、UBSによる米国居住者に対する脱税帮助事件である。

UBSは、平成20年10月17日にサブプライムローンによる経営危機に対して、スイス政府から公的支援として540億ドルが投入されている。銀行本体の経営危機が進行する中で、UBSの元行員が同行の顧客である米国人の米国での税逃れを手助けしたとしてフロリダ州で起訴され、この元行員は、同裁判所において米国人顧客の数百万ドルの脱税を帮助したと証言した。平成20年7月2日に、マイアミ連邦地裁判事は、米国内国歳入庁に対してUBSに対して情報提供を求める権限を認める判断を示したのである。そして、これを受けて米国内国歳入庁は、スイス政府に対して正式に米国の税務調査に協力するよう要請を行ったのである。さらに、平成20年7月18日にUBS役員は米国議会でプライベートバンキングからの撤退を発表したが、その際に、本事案の上院調査委員会の委員は、UBSにある米国人口座2万件のうち1万9,000件が米国当局に無申告であり、預金総額は180億ドル（約1兆9,000億円）に上ると証言している。

このような経緯があり、具体的にUBSと米国司法省間でどのようなやり取りがあったのは定かではないが、UBSが米国人の脱税した資金等を預かっているということが明らかとなり、本稿冒頭の新聞記事につながったものと思われる。

3 今後の影響

上述のリヒテンシュタインの銀行の顧客名簿の持ち出しにより、ドイツ等では脱税事件に発展し、米国あるいはオーストラリア等において

も、顧客名簿に名前のあった者についての調査が行われたのである。

今回、数百名の預金者の名簿が米国司法省に渡れば、司法省から内国歳入庁にこの資料が流れ、内国歳入庁はその資料に基づいて当該預金者の税務調査を行うであろう。おそらく預金者の多くは高額所得者であることが推測できるのであるが、そのうちのいくつかについて脱税等の事件として今後報道される可能性がある。

これまで推測として、あるいはその一部が露見した事例において、タックスヘイブン等を利用した不正が議論されたことはあるが、リヒテンシュタイン及びUBSのケースは、脱税した資金を国外（リヒテンシュタイン）の銀行に預けている事例及び脱税帮助等の不正に金融機関がかかわっていた事実が明らかになったことで、このような不正に対する厳しい立法措置が講じられることが予定されるようになった。また、平成20年9月のリーマンブラザーズの破綻以降の世界的な不況とそれに対する財政出動という情勢下では、政府の歳入を増やす手立てとして、これらの不正を摘発することが税の増収につながり、誰からも非難されることのない施策となるであろう。平成21年の後半以降、「国際的脱税狩り」の動きが加速することが予測されるのである。

なお、新聞報道（平成21年3月26日の読売新聞朝刊「秘密口座包囲網」）によれば、4月にロンドンで開催される金融サミットにおいて、スイス等の銀行に対して今後一段と顧客情報の開示等の圧力を強める方向で議論が行われる模様である。

中央大学商学部教授

矢内 一好